

ガソリンスタンド事業者の皆様へ

ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合、

消防法で ① 顧客の本人確認

② 使用目的の確認

③ 販売記録の作成

を行うことが義務づけられています。



※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。
(緊急時は110番)



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



問合せ先 静岡市消防局消防部予防課
TEL 054-280-0191

本改正に関する詳しい情報は

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>

